
青森県内全域を対象とする成年後見制度利用に関する実態調査
—施設・事業所の種別に着目した再分析—

目 次

1. 調査概要	p. 1
2. 分析結果	p. 3
3. 施設・事業所タイプ別にみる分析	p. 17
4. まとめ	p. 27
参考資料	p. 29

1. 調査概要

(1) 使用データ 福祉事業所向けアンケート

(2) 分析の目的

福祉事業所向けアンケートは成年後見制度の対象となる可能性のある利用者の「人数」に着目をして実施されている。ここでは、福祉事業所の「種別」に着目をして、事業所の規模を問わず、①どの程度成年後見制度の利用の可能性のある利用者が事業所にいるのか、②福祉事業所の種別による利用者の特徴について、③福祉事業所の種別ごとにみる成年後見制度に関連する事例の連携先の特徴についての3点を中心に分析し、福祉事業所側からみる成年後見制度利用に関する現状と今後の課題について提言をしたい。

(3) 調査内容について

福祉事業所向けアンケートの概要（4 ページ）にある通り、成年後見制度利用の必要がある「要支援者」の人数や、要支援者の障害類型・年齢・収入・身寄りの有無といった属性に関する項目と、事業所が成年後見制度利用の準備・検討に関わる際の相談先や準備・検討の支障についての内容から構成されている。

(4) 調査結果の取り扱いについて

事業所・施設に関する情報については、事業所・施設が特定されない方法でデータ処理をおこない、事業所・施設が特定される情報については一切公表しない形で処理をおこなった。

(5) 分析方法

分析において、データの編集を2点おこなった。

(5)-1 利用者数から出現率への変換

1点目は、福祉事業所向けアンケートで回答のあった利用者数について、1名以上の回答があれば「1」、0名であれば「0」と2件法に変換した。つまり人数（件数）から出現率（いるかないか）に変換した。このことにより、「1」と変換された福祉事業所は該当する利用者が「いる」と理解することができ、「0」と変換された福祉事業所は該当する利用者が「いない」と解釈することができる。この変換により、福祉事業所の規模を問わず、該当ケースがいるかないか、ということに焦点をあてることができる。

(5)-2 施設・事業所タイプ別にみる分析

2点目は、福祉事業所向けアンケートで回答のあった事業所・施設等のうち、種別の分かる事業所・施設等について、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、

「地域福祉」、「医療福祉」の4つに分類した。分類別にみる成年後見制度の利用可能性のある利用者属性や成年後見制度に関連する連携先等の特徴の検証をおこなった。

(6) 分析対象

①青森県経由で実施されたアンケート調査、②青森市経由で実施されたアンケート調査、③地域包括支援センターに実施された調査、④日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会に実施されたアンケート調査、⑤病院に実施されたアンケート調査の5つの調査で返信のあった施設・事業所で特徴を分析する。次に「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「地域福祉」、「医療福祉」の4つのいずれかに分類できる施設・事業所を分析の対象とした。①から⑤の調査の発送数及び返信数は表1の通りである。返信率はもっとも高いのが③調査で100%、最も低い返信率は①調査の23.2%となっている。

表1 アンケート結果 5つの返信率

	県経由の 施設・事業所	青森市経由の 施設・事業所	地域包括支援 センター	日常生活自立 支援事業	病院	八戸市 (先行調査)
発送数	1341	637	32	9	19	436
返信数	311	405	32	8	10	325
返信率(%)	23.2	63.6	100.0	88.9	52.6	74.5

2. 分析結果

(1) 出現率にみる各調査結果の利用者属性の特徴

出現率にみる各調査結果の利用者属性の特徴は表2の通りである。[法律行為]は①「過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまといられている」、②「不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない」、③「診療契約やサービス利用契約を理解できず、手続きが進まない」という項目から構成され、該当する利用者がいると回答した施設・事業所は青森県経由調査で67件(21.5%)、青森市経由調査で109件(26.9%)、地域包括支援センターで18件(56.3%)、日常生活自立支援事業調査で4件(44.4%)、病院調査で8件(80.0%)となっていた。病院や地域包括支援センター、日常生活自立支援事業では法律行為に関して課題のある利用者がいる割合が極めて高く、福祉施設や地域事業所では全体の2~3割程度いることがわかる。

項目の内訳をみると、③「診療契約やサービス利用契約を理解できず、手続きが進まない利用者がいる」と回答した施設・事業所が、病院で75%、地域包括支援センターで72.2%ともっとも多くなっていた。一方で[法律行為]に課題のある利用者がいると回答した施設・事業所は2~3割であるものの、その内訳をみてみると、②「不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない利用者がいる」と回答した施設・事業所は、日常生活自立支援事業調査では100%、青森県経由調査で回答のあった施設・事業所で67.2%、青森市経由で回答のあった施設・事業所で62.4%となっていた。

[虐待被害等]は④「預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又はその疑いがある」、⑤「④以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある」、⑥「必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している」の3点から構成され、該当する利用者がいると回答した施設・事業所は青森県経由調査で38件(12.2%)、青森市経由調査で62件(15.3%)、地域包括支援センターで21件(65.6%)、日常生活自立支援事業調査で0件(0%)、病院調査で8件(80.0%)となっていた。病院の出現率が80%、地域包括支援センターの出現率が65%と際立って高いことが分かる。

[財産管理]は⑦「本人名義の土地や建物、有価証券等の資産をもち、その管理が適切ではない」、⑧「税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない」、⑨「本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない」、の3点から構成されている。青森県経由調査で64件(20.6%)、青森市経由調査で87件(21.5%)、地域包括支援センターで18件(56.3%)、日常生活自立支援事業調査で1件(12.5%)、病院調査で8件(80.0%)となっていた。[虐待被害等]と同様に[財産管理]も病院(80%)、地域包括支援センター(56.3%)

の出現率が際立って高いことが分かる。

内訳でみると、病院では⑦「本人名義の土地や建物、有価証券等の資産をもち、その管理が適切ではない」(75.0%) ⑨「本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない」(75.0%) の割合が高く、地域包括支援センターでは⑧「税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない」(61.1%) の割合が高くなっていることが分かる。

「障害等」は「認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者」、「知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者」、「精神障害者又は明確な診断は無いものの精神疾患（幻覚や妄想がある）が疑われる者」、「発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害がある者）又は、これらの障害が疑われる者」、「上記に当てはまらない者」の5項目から構成されている。

青森県経由調査で145件(46.6%)、青森市経由調査で180件(44.4%)、地域包括支援センターで29件(93.8%)、日常生活自立支援事業調査で7件(87.5%)、病院調査で8件(80.0%)となっていた。日常生活自立支援事業や地域包括支援センター、病院での出現率が高いことが分かる。

日常生活自立支援事業では「認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者」が100%、地域包括支援センターでは「認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者」が86.2%、それ以外（上記に当てはまらない者）も半数以上の地域包括支援センターが該当すると回答していた(51.7%)。

病院では「精神障害者又は明確な診断は無いものの精神疾患（幻覚や妄想がある）が疑われる者」が100%となっていた。

表2 成年後見制度 利用動機

	青森県理由		青森市理由		地域包括支援センター		日常生活自立支援事業		病院		
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
[法行為]	①過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまどわれている。	19	28.4%	31	28.4%	4	22.2%	1	25.0%	0	0.0%
	②不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金融管理を超える法行為を行えない。	45	67.2%	68	62.4%	7	38.9%	4	100.0%	5	62.5%
	③診療契約やサービス利用契約を理解できず、手続きが進まない。	30	44.8%	56	51.4%	13	72.2%	2	50.0%	6	75.0%
	合計	94	140.3%	155	142.2%	24	133.3%	7	175.0%	11	137.5%
[債権放棄等]	④預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又はその疑いがある。	20	52.6%	36	58.1%	13	61.9%	0	0.0%	5	62.5%
	⑤④以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある。	11	28.9%	16	25.8%	10	47.6%	0	0.0%	0	0.0%
	⑥必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	17	44.7%	33	53.2%	14	66.7%	0	0.0%	5	62.5%
	合計	48	126.3%	85	137.1%	37	176.2%	0	0.0%	10	125.0%
[財産管理]	⑦本人名義の土地や建物、有価証券等の資産をもち、その管理が適切ではない。	18	28.1%	31	35.6%	5	27.8%	0	0.0%	6	75.0%
	⑧税金や施設利用料・その他借入金等を見に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	24	37.5%	33	37.9%	11	61.1%	1	100.0%	4	50.0%
	⑨本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	44	68.8%	50	57.5%	5	27.8%	0	0.0%	6	75.0%
	合計	86	134.4%	114	131.0%	21	116.7%	1	100.0%	16	200.0%
[障害等]	認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者	49	33.8%	128	71.1%	25	86.2%	7	100.0%	7	87.5%
	知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者	79	54.5%	42	23.3%	12	41.4%	4	57.1%	4	50.0%
	精神障害者又は明確な診断は無いものの精神疾患（幻覚や妄想がある）が疑われる者	62	42.8%	52	29.9%	11	37.9%	4	57.1%	8	100.0%
	発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する認識能の障害がある者）又は、これらの障害が疑われる者	20	13.8%	20	11.1%	3	10.3%	1	14.3%	2	25.0%
	上記に当てはまらない者	23	15.9%	31	17.2%	15	51.7%	3	42.9%	3	37.5%
合計	233	160.7%	273	151.7%	66	227.6%	19	271.4%	24	300.0%	

(単位：施設・事業所)

年齢別の出現率をみると、地域包括支援センターは60代以上の割合が高いものの、40代、50代のケースも担当していることが分かる。他の調査においても、60代以上のケース割合が高いものの、若い年齢層の利用者を担当していることがわかる（表3）。

表3 年齢別出現率 (単位：施設・事業所)

	青森県経由		青森市経由		地域包括支援センター		日常生活自立支援事業		病院	
	N=150		N=184		N=30		N=7		N=8	
30代	41	27.3%	22	12.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	50.0%
40代	56	37.3%	20	10.9%	2	6.7%	2	28.6%	5	62.5%
50代	58	38.7%	28	15.2%	2	6.7%	4	57.1%	7	87.5%
60代	65	43.3%	61	33.2%	16	53.3%	3	42.9%	7	87.5%
70代	48	32.0%	90	48.9%	20	66.7%	5	71.4%	8	100.0%
80代	48	32.0%	114	62.0%	25	83.3%	6	85.7%	7	87.5%
90代	22	14.7%	66	35.9%	6	20.0%	5	71.4%	4	50.0%
100歳以上	4	2.7%	17	9.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	389	259.3%	436	237.0%	71	236.7%	25	357.1%	43	537.5%

月々の平均収入は、日常生活自立支援事業調査以外の4つで、12万円未満割合が高いことがわかる。日常生活自立支援事業のみ12万円以上18万円未満割合が最も高く85.7%となっていた。これらの結果から、各事業所の要支援者の収入は概ね低所得者割合が高いことがわかる。一方で、18万円以上の要支援も一定割合いることが分かる（表4）。

表4 月平均収入額 (単位：施設・事業所)

	青森県経由		青森市経由		地域包括支援センター		日常生活自立支援事業		病院	
	N=149		N=184		N=29		N=7		N=8	
生活保護	66	44.3%	110	59.8%	16	55.2%	5	71.4%	8	100.0%
6万円未満	32	21.5%	49	26.6%	15	51.7%	3	42.9%	4	50.0%
6万円以上12万円未満	81	54.4%	82	44.6%	17	58.6%	5	71.4%	8	100.0%
12万円以上18万円未満	33	22.1%	35	19.0%	12	41.4%	6	85.7%	5	62.5%
18万円以上	8	5.4%	27	14.7%	7	24.1%	1	14.3%	2	25.0%
不明	33	22.1%	51	27.7%	13	44.8%	0		5	62.5%
合計	253	169.8%	354	192.4%	80	275.9%	20	285.7%	32	400.0%

(2) 要支援者の身寄りや家族に関する状況について

要支援者の身寄りや家族に関する状況は表5のとおりである。青森県経由調査で120件(38.6%)、青森市経由調査で139件(34.3%)、地域包括支援センターで26件(81.3%)、日常生活自立支援事業調査で7件(87.5%)、病院調査で8件(80.0%)となっていた。地域包括支援センター、日常生活自立支援事業、病院での出現率が高いことが分かる。内訳で見ると、地域包括支援センター及び日常生活自立支援事業の該当ケースのうち、「親族はいるが協力を得ることが困難である」というケース割合は100%となっていた。また、要支援者該当ケース割合は高くないものの、青森県経由調査において要支援者該当ケース120件のうち、「親族はいるが協力を得ることが困難である」ケース割合は99件(82.5%)、青森市経由調査においては108件(77.7%)と極めて高い割合を示していた。

表5 要支援者の身寄りや家族に関する状況

(単位：施設・事業所)

	青森県経由		青森市経由		地域包括支援センター		日常生活自立支援事業		病院	
	N=120		N=139		N=26		N=7		N=8	
身寄りがいない又は隣接地域に親族がいない。	65	54.2%	79	56.8%	15	57.7%	5	71.4%	5	62.5%
親族はいるが協力を得ることが困難である。	99	82.5%	108	77.7%	26	100.0%	7	100.0%	5	62.5%
合計	164	136.7%	187	134.5%	41	157.7%	12	171.4%	10	125.0%

(3) 成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数

「要支援者のうち成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数」は本編の調査で得られた実数をそのまま分析に使用した。各調査で得られた実数の平均値等の基礎統計量は表6の通りである。また各調査の度数分布表は表7～11となっている。分析対象の数値（分母数）の差が大きいため一概に比較することは難しいものの、病院（平均3.1）、日常生活自立支援事業（平均2.9）、地域包括支援センター（平均1.4）と平均値が1を超えていた。一方で、青森県経由、青森市経由の調査（主に高齢者福祉、障害者福祉関係の施設・事業所）では0.5、0.6となっていて、対象者数が少ないことがわかる。

青森県経由調査の度数分布表をみると、該当対象者数が0名と回答している事業所が71%を占めているものの、成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者が最大で13名いると回答している事業所もある。青森市経由調査においても、該当対象者数が0名と回答している事業所が68.8%を占めているものの、最大で10名いると回答した事業所が1か所あることがわかる。地域包括支援センターの33.3%が該当対象者数が0名と回答している一方で、6名該当対象者がいると回答した地域包括支援センターも1か所あることがわかる。日常生活自立支援事業においても、該当対象者数が0名と回答している事業所が28.6%を占めているものの、最大で13名いると回答した事業所が1か所あることがわかる。病院では、該当対象者数が0名と回答している病院は0か所であり、今後、成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者が1名以上いることがわかる。最大で8名いると回答した病院も1か所あることがわかる。

表6 成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数

	県経由の 施設・事業所	青森市経由の 施設・事業所	地域包括支援 センター	日常生活自立 支援事業	病院
該当事業所数	145	186	30	7	8
平均値	0.6	0.5	1.4	2.9	3.1
標準偏差	1.6	1.1	1.5	4.6	2.2
最小値	0	0	0	0	1
最大値	13	10	6	13	8

成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数

表7 青森県経由

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	103	71	0
1	30	91.7	30
2	7	96.6	14
4	2	97.9	8
5	1	98.6	5
12	1	99.3	12
13	1	100	13
合計	145		82

表8 青森市経由

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	128	68.8	0
1	44	92.5	44
2	8	96.8	16
3	4	98.9	12
7	1	99.5	7
10	1	100	10
合計	186		89

表9 地域包括支援センター

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	10	33.3	0
1	8	60	8
2	7	83.3	14
3	1	86.7	3
4	3	96.7	12
6	1	100	6
合計	30		43

表 10 日常生活自立支援事業

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	2	28.6	0
1	2	57.1	2
2	1	71.4	2
3	1	85.7	3
13	1	100	13
合計	7		20

表 11 病院

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
1	1	12.5	1
2	3	50	6
3	2	75	6
4	1	87.5	4
8	1	100	8
合計	8		25

(4) 将来的に成年後見の利用が必要になると考えられる対象者数

本調査において要支援者が0名であると回答した事業所について、「将来的に成年後見の利用が必要になると考えられる対象者数」は、本編の調査で得られた実数をそのまま分析に使用した。各調査で得られた実数の平均値等の基礎統計量は表12の通りである。また各調査の度数分布表は表13～17となっている。分析対象の数値（分母数）の差が大きいため一概に比較することは難しいものの、青森県経由、青森市経由の調査（主に高齢者福祉、障害者福祉関係の施設・事業所）と日常生活自立支援事業では、将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者数の平均値は1を超えているものの（青森県経由で2.1、青森市経由で1.3、日常生活自立支援事業で2.0）、地域包括支援センターで0、病院で0.5となっていた。つまり、現状において要支援者を担当していない地域包括支援センターや病院においては、将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者が少ないことがわかる。

現状で要支援者が0名と回答した事業所について、青森県経由調査では166事業所、青森市経由調査で218事業所、地域包括支援センターで2事業所、日常生活自立支援事業では0事業所、病院では2か所あることがわかった。それらの事業所のうち、今後成年後見の利用が必要という対象者数が0名と回答している事業所が、青森県経由調査で全体の57.8%、青森市経由調査で59.2%、地域包括支援センターで100%、日常生活自立支援事業では0%、病院で50%となっていた。現状で要支援者が0名である事業所の6割程度が今後も成年後見の利用が必要となる利用者数は0名と回答をしている（日常生活自立支援事業を除く）。一方で、青森県経由調査で最大で42名、青森市経由調査では30名と回答した事業所があることがわかった。

表12 将来的に成年後見の利用が必要になると考えられる対象者数(要支援者が0名と回答した事業所のみ)

	県経由の 施設・事業所	青森市経由の 施設・事業所	地域包括支援 センター	日常生活自立 支援事業	病院
該当事業所数	166	218	2	1	2
平均値	2.1	1.3	0.0	2.0	0.5
標準偏差	5.4	3.5	0.0		0.7
最小値	0	0	0	2	0
最大値	42	30	0	2	1

表 13 青森県經由

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	96	57.8	0
1	19	69.3	19
2	19	80.7	38
3	9	86.1	27
4	6	89.8	24
5	4	92.2	20
6	2	93.4	12
7	1	94	7
8	1	94.6	8
9	1	95.2	9
10	1	95.8	10
12	1	96.4	12
13	1	97	13
20	2	98.2	40
26	1	98.8	26
36	1	99.4	36
42	1	100	42
合計	166		343

表 14 青森市経由

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	129	59.2	0
1	41	78	41
3	8	90.8	24
4	5	93.1	20
5	4	95	20
6	2	95.9	12
7	2	96.8	14
8	1	97.2	8
9	1	97.7	9
10	1	98.2	10
14	1	98.6	14
17	1	99.1	17
30	2	100	60
合計	218		249

表 15 地域包括支援センター

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	2	100	0
合計	2		0

表 16 日常生活自立支援事業

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
2	1	100	2
合計	1		2

表 17 病院

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	1	50	0
1	1	100	2
合計	10		2

(5) 連携先について

連携先について、回答は表 18 の通りである。青森県経由調査で 50 件(16.1%)、青森市経由調査で 70 件 (17.3%)、地域包括支援センターで 20 件 (62.5%)、日常生活自立支援事業調査で 5 件 (62.5%)、病院調査で 8 件 (80.0%) となっていた。病院、地域包括支援センター、日常生活自立支援事業において出現率が高いことがわかる。

各調査で回答のあった事業所の連携先については、青森県経由調査では「相談支援事業所」28.0%、青森市経由調査では「地域包括支援センター」41.4%、

地域包括支援センターでは「市町村行政(地域包括支援センター以外)」45.0%、日常生活自立支援事業では「地域包括支援センター」80.0%、病院は「市町村行政(地域包括支援センター以外)」75.0%となっていた。

家庭裁判所と連携しているのは地域包括支援センターで 30%、病院で 37.5%であり、他の調査においては 0~14%程度となっていて具体的な申し立てにまでつながっていないケースが多いことが想定される。

さらに「他機関には相談していない(自施設・自法人のみで対応)」を選択していた事業所数が青森県経由調査で 4 件、青森市経由調査で 8 件、地域包括支援センターで 2 件、日常生活自立支援事業所調査で 1 件、病院調査では 0 件となっていた。要支援者はいるものの、他の機関と連携をしていない事業所が、病院以外で 10~20%あることがわかる。

表18 事業所の連携先

(単位：施設・事業所)

	青森県經由		青森市經由		地域包括支援センター		日常生活自立支援事業		病院	
	N=50		N=70		N=20		N=5		N=8	
家庭裁判所	7	14.0%	7	10.0%	6	30.0%	0	0.0%	3	37.5%
地域包括支援センター	12	24.0%	29	41.4%	5	25.0%	4	80.0%	4	50.0%
市町村行政 (地域包括支援センター以外)	10	20.0%	16	22.9%	9	45.0%	1	20.0%	6	75.0%
青森県弁護士会又は弁護士	1	2.0%	6	8.6%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
日本司法支援センター (法テラス)	1	2.0%	1	1.4%	5	25.0%	0	0.0%	2	25.0%
リーガルサポート青森支部 (県司法書士会) :	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
権利擁護センター(ばあとなあ青森 (県社会福	4	8.0%	7	10.0%	5	25.0%	0	0.0%	2	25.0%
市町村成年後見センター	3	6.0%	2	2.9%	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%
社会福祉協議会 (成年後見センター以外)	13	26.0%	12	17.1%	2	10.0%	1	20.0%	0	0.0%
相談支援事業所	14	28.0%	2	2.9%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	7	14.0%	8	11.4%	5	25.0%	0	0.0%	1	12.5%
他機関には相談していない (自施設・自法人)	4	8.0%	8	11.4%	2	10.0%	1	20.0%	0	0.0%
合計	76	152.0%	99	141.4%	41	205.0%	8	160.0%	19	237.5%

(6) 成年後見制度の申立てに向けて、準備・検討を進める上で、支障となっている点について

「成年後見制度の申立てに向けて、準備・検討を進める上で、支障となっている点について」回答を求めた結果が表19の通りである。青森県経由調査で46件(14.8%)、青森市経由調査で68件(16.8%)、地域包括支援センターで20件(62.5%)、日常生活自立支援事業調査で5件(62.5%)、病院調査で8件(80.0%)となっていた。

支障内容としては、病院、日常生活自立支援事業、青森県経由調査、青森市経由調査で「申立人(親族)の協力が得られない」の回答割合が最も高くなっていた。地域包括支援センターでは「本人が成年後見制度の利用を拒否している」の回答割合が最も高くなっていた。

「特に支障となっている点はない」と回答した割合は、青森市経由調査で30.9%、地域包括支援センターで30.0%、青森県経由調査で26.1%となっていた。解釈についてはいくつかあると想定される。現状において支障がないということは、すでにいくつかの手続きをおこない事業所としてノウハウをもっているか、その逆で具体的な手続きに進んだケースがないということも考えられる。

表19 成年後見制度の申し立てに向けて、準備・検討を進める上での支障内容 (単位：施設・事業所)

	青森県経由		青森市経由		地域包括支援センター		日常生活自立支援事業		病院	
	N=46		N=68		N=20		N=5		N=8	
成年後見申立費用を工面するのが困難である。	8	17.4%	9	13.2%	3	15.0%	1	20.0%	1	12.5%
本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが ¹⁾	8	17.4%	8	11.8%	4	20.0%	2	40.0%	1	12.5%
本人が成年後見制度の利用を拒否している。	6	13.0%	7	10.3%	9	45.0%	0		2	25.0%
申立人(親族)の協力が得られない。	18	39.1%	23	33.8%	6	30.0%	3	60.0%	5	62.5%
首長申立が進まない。	4	8.7%	3	4.4%	2	10.0%	1	20.0%	2	25.0%
後見人候補者の確保が困難である。	8	17.4%	8	11.8%	4	20.0%	0		1	12.5%
成年後見申立のための資料収集が困難である。	4	8.7%	4	5.9%	5	25.0%	0		2	25.0%
その他の支障がある。	5	10.9%	13	19.1%	4	20.0%	3	60.0%	3	37.5%
特に支障となっている点はない。	12	26.1%	21	30.9%	6	30.0%	0		2	25.0%
合計	73	158.7%	96	141.2%	43	215.0%	10	200.0%	19	237.5%

3. 施設・事業所タイプ別にみる分析

(1) 事業所の4分類

福祉事業所向けアンケートで回答のあった事業所・施設等のうち、種別の分かる事業所・施設等について、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「地域福祉」、「医療福祉」の4つに分類した（表20）。分類別にみる成年後見制度の利用可能性のある利用者属性や成年後見制度に関連する連携先等の特徴の検証をおこなった。日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会の調査は「地域福祉」、病院への調査は「医療福祉」と分類した。分類困難な70事業所は分析対象外（欠損値）扱いとした。

表20 施設・事業所 種別

		事業所数	%	有効%	累積%
有効	老人福祉	437	57	62.8	62.8
	障害者福祉	241	31.5	34.6	97.4
	地域福祉	8	1	1.1	98.6
	医療福祉	10	1.3	1.4	100
合計		696	90.9	100	
欠損値	システム欠損値	70	9.1		
合計		766	100		

(2) 成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数

「要支援者のうち成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数」は本編の調査で得られた実数をそのまま分析に使用した。

分野別にみる成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数の平均値等の基礎統計量は表 21 の通りである。事業所数に差があるため一概に比較することはできないものの、平均値は地域福祉と医療福祉で2件を超えていて、老人福祉で0.3件、障害者福祉0.4件となっていた。病院や社会福祉協議会の各事業所で平均して2件以上のケースが成年後見申立に向けて準備・検討していると判断できる。病院や社会福祉協議会では成年後見制度申立の準備・検討しているケースがあり、ある程度、手続き等の支援のノウハウがあることも考えられる。

また、成年後見申立に向けて準備・検討をしている要支援者の総数として、老人福祉で122件、障害者福祉で86件、地域福祉で20件、医療福祉で25件となっていて、成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数は老人福祉領域で最も多いことがわかる（表 22～表 25）。現状においては、高齢者への成年後見利用に関するケースが多いことが考えられる。

表 21 成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数

	老人福祉	障害者福祉	地域福祉	医療福祉
事業所数	437	241	8	10
平均値	0.3	0.4	2.5	2.5
標準偏差	0.7	1.5	4.4	2.3
最小値	0	0	0	0
最大値	6	13	13	8

成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数

表 22 老人福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	360	82.4	0
1	48	93.4	48
2	20	97.9	40
3	4	98.9	12
4	4	99.8	16
6	1	100	6
合計			122

表 23 障害者福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	206	85.5	0
1	24	95.4	24
2	4	97.1	8
3	1	97.5	3
4	1	97.9	4
5	1	98.3	5
7	1	98.8	7
10	1	99.2	10
12	1	99.6	12
13	1	100	13
合計			86

表 24 地域福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	3	37.5	0
1	2	62.5	2
2	1	75	2
3	1	87.5	3
13	1	100	13
合計			20

表 25 医療福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	2	20.0	0
1	1	30.0	1
2	3	60.0	6
3	2	80.0	6
4	1	90.0	4
8	1	100.0	8
合計	10		25

(3) 将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者数

「将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者数」は本編の調査で得られた実数をそのまま分析に使用した。本編調査で要支援者が0と回答した事業所が分析対象である。

分野別にみる「将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者数」の平均値等の基礎統計量は表 26 の通りである。事業所数に差があるため一概に比較することはできないものの、障害者福祉の平均値が最も高く 3.8 となっている。事業所単位での最大値も障害者福祉であり 42 件となっている。現時点において要支援者数は0なもの、今後、成年後見の利用が必要とされるケース数は障害者福祉に顕著であることがわかる。

また、「将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者」の総数として、老人福祉で 155 件、障害者福祉で 453 件、地域福祉で 2 件、医療福祉で 2 件となっていて、将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者は障害者福祉領域で圧倒的に多いことがわかる（表 27～30）。今後、障害者への成年後見利用の必要性が高くなることが想定される。

表 26 将来的に成年後見の利用が必要になると考えられる対象者数

	老人福祉	障害者福祉	地域福祉	医療福祉
度数	229	119	1	2
平均値	0.7	3.8	2.0	0.5
標準偏差	1.2	7.4	—	0.7
最小値	0	0	2	0
最大値	10	42	2	1

将来的に成年後見の利用が必要になると考えられる対象者数

表 27 老人福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	151	65.9	0
1	36	81.7	36
2	23	91.7	46
3	11	96.5	33
4	5	98.7	20
5	2	99.6	10
10	1	100	10
合計	229		155

表 28 障害者福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	50	42	0
1	19	58	19
2	11	67.2	22
3	5	71.4	15
4	6	76.5	24
5	6	81.5	30
6	3	84	18
7	3	86.6	21
8	2	88.2	16
9	2	89.9	18
10	1	90.8	10
12	1	91.6	12
13	1	92.4	13
14	1	93.3	14
17	1	94.1	17
20	2	95.8	40
26	1	96.6	26
30	2	98.3	60
36	1	99.2	36
42	1	100	42
合計	119		453

表 29 地域福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
2	1	100	2
合計	1		2

表 30 医療福祉

該当件数	事業所数	累積%	該当件数×事業所数
0	1	50	0
1	1	100	1
合計	2		2

(4) 老人福祉と障害者福祉施設・事業所のケースの特徴について

老人福祉の施設・事業所と障害者福祉施設・事業所のケースの特徴について検証するためにクロス集計をおこなった。

主たる障害では、老人福祉では認知症割合が最も高く 83.1%となっていた。障害者福祉では知的障害が 77.7%、精神障害が 41.3%となっていた（表 31）。

表 31 施設・事業所別のケースの特徴 (行%)

	老人福祉	障害者福祉	合計
認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者	143 83.1%	8 6.6%	151
知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者	20 11.6%	94 77.7%	114
精神障害者又は明確な診断は無いものの精神疾患（幻覚や妄想がある）が疑われる者	52 30.2%	50 41.3%	102
発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害がある者）又は、これらの障害が疑われる者	15 8.7%	21 17.4%	36
上記に当てはまらない者	32 18.6%	14 11.6%	46

年齢について、老人福祉の年齢構成は当然のことであるが、70代、80代の割合が高く、障害者福祉は40代、50代の割合が高くなっている（表32）。

表 32 年齢構成

	老人福祉	障害者福祉	合計
19歳以下	0 0.0%	12 9.9%	12
20代	0 0.0%	49 40.5%	49
30代	3 1.7%	58 47.9%	61
40代	0 0.0%	71 58.7%	71
50代	11 6.1%	68 56.2%	79
60代	51 28.5%	60 49.6%	111
70代	104 58.1%	22 18.2%	126
80代	128 71.5%	9 7.4%	137
90代	78 43.6%	0 0.0%	78
100歳以上	20 11.2%	0 0.0%	20

所得について、老人福祉では「生活保護」に該当する利用者がある事業者割合が最も高く 59.9%であり、障害者福祉では「6万円以上12万円未満」が最も高く 67.5%となっていた（表 33）。

表 33 所得について

	老人福祉	障害者福祉	合計
生活保護	106	47	153
	59.9%	39.2%	
6万円未満	53	18	71
	29.9%	15.0%	
6万円以上12万円未満	70	81	151
	39.5%	67.5%	
12万円以上18万円未満	46	17	63
	26.0%	14.2%	
18万円以上	25	6	31
	14.1%	5.0%	
不明	64	12	76
	36.2%	10.0%	

身寄り・親族について、老人福祉、障害者福祉ともに、「親族はいるが協力を得ることが困難である」という利用者がある事業者割合が最も高く、老人福祉で 79.7%、障害者福祉で 84.0%となっている（表 34）。「身寄りがない又は隣接地域に親族がいない」についても、老人福祉及び障害者福祉両方で 50%を超えている。

表 34 身寄り・親族について

	老人福祉 (N=158)		障害者福祉 (N=100)	
	事業所数	%	事業所数	%
身寄りがない又は隣接地域に親族がいない。	91	57.6%	53	53.0%
親族はいるが協力を得ることが困難である。	126	79.7%	84	84.0%
合計	217	137.3%	137	137.0%

関係機関について、老人福祉における関係機関として最も高い割合は「地域包括支援センター（36.0%）」であり、障害者福祉では「相談支援事業所（27.8%）」となっていた（表 35）。また、「他機関には相談していない（自施設・自法人のみで対応）」と回答した事業所も、老人福祉で 10.1%、障害者福祉で 13.9%いることがわかった。

表 35 関係機関

	老人福祉 (N=89)		障害者福祉 (N=36)	
	事業所数	%	事業所数	%
家庭裁判所	15	16.9%	3	8.3%
地域包括支援センター	32	36.0%	5	13.9%
市町村行政（地域包括支援センター以外）	22	24.7%	8	22.2%
青森県弁護士会又は弁護士	7	7.9%	1	2.8%
日本司法支援センター（法テラス）	6	6.7%	1	2.8%
リーガルサポート青森支部（県司法書士会） 又は司法書士	0	0.0%	1	2.8%
権利擁護センターぱあとなあ青森（県社会福祉士会）又は社会福祉士	12	13.5%	4	11.1%
市町村成年後見センター	1	1.1%	2	5.6%
社会福祉協議会（成年後見センター以外）	15	16.9%	8	22.2%
相談支援事業所	6	6.7%	10	27.8%
その他	17	19.1%	3	8.3%
他機関には相談していない（自施設・自法人のみで対応）	9	10.1%	5	13.9%
合計	142	159.6%	51	141.7%

成年後見利用の困難については、「申立人（親族）の協力が得られない」が両方とも割合が高く、老人福祉で 32.5%、障害者福祉も 33.3%となっていた。親族の協力が得られないことが、老人福祉、障害者福祉双方において共通の困難であることがわかる（表 36）。老人福祉で最も高い割合は、「特に支障となっている点はない」で 34.9%となっていた。老人福祉の施設・事業所ではある程度のノウハウがあり、支障がないと判断をしている事業所が一定割合あると考えられる。

表 36 成年後見制度の支障内容

	老人福祉 (N=83)		障害者福祉 (N=39)	
	事業所数	%	事業所数	%
成年後見申立費用を工面するのが困難である。	11	13.3%	6	15.4%
本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難である。	9	10.8%	8	20.5%
本人が成年後見制度の利用を拒否している。	14	16.9%	7	17.9%
申立人（親族）の協力が得られない。	27	32.5%	13	33.3%
首長申立が進まない。	5	6.0%	2	5.1%
後見人候補者の確保が困難である。	12	14.5%	6	15.4%
成年後見申立のための資料収集が困難である。	10	12.0%	3	7.7%
その他の支障がある。	13	15.7%	8	20.5%
特に支障となっている点はない。	29	34.9%	9	23.1%
合計	130	156.6%	62	159.0%

4. まとめ

本編調査（福祉事業所向けアンケート調査）からは要支援者の推計値の算出、要支援者の状況（本人の障害と併せて家族状況等）、要支援者の成年後見制度につなげる上での困難などを調査からとらえることができた。ここでは、事業所の種別に焦点を当てたときに見えてきた課題を述べていきたい。

成年後見申立に向けて準備・検討をしている要支援者の総数として、老人福祉で122件、障害者福祉で86件、地域福祉で20件、医療福祉で25件となっていて、成年後見申立に向けて準備・検討している要支援者数は老人福祉領域で最も多いことがわかる。つまり、成年後見利用に関する経験値は老人福祉にあると言えよう。

「現時点で要支援者数は0名であるものの、将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者数」は障害者福祉の平均値が最も高く3.8となっている。事業所単位での最大値も障害者福祉の施設・事業所であり42件となっている。つまり、障害者福祉領域での成年後見利用件数の増加が推測される。

また、「将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者」の総数として、老人福祉で155件、障害者福祉で453件、地域福祉で2件、医療福祉で2件となっていて、将来的に成年後見の利用が必要と考えられる対象者は障害者福祉領域で圧倒的に多いことがわかる。今後、障害者への成年後見利用の必要性が高くなることが想定される。

現在、事業所が抱えている成年後見利用に関しての支障内容としては、病院、日常生活自立支援事業、青森県経由調査、青森市経由調査で「申立人（親族）の協力が得られない」の回答割合が最も高くなっていた。地域包括支援センターでは「本人が成年後見制度の利用を拒否している」の回答割合が最も高くなっていた。要支援者の親族に対して成年後見利用の協力が得られないことが多くの事業所が抱えている共通の課題であると考えられる。

「特に支障となっている点はない」と回答した割合は、青森市経由調査で30.9%、地域包括支援センターで30.0%、青森県経由調査で26.1%となっていた。現状において支障がないということは、すでにいくつかの手続きをおこない事業所としてノウハウをもっているか、その逆で具体的な手続きに進んだケースがないということも考えられる。両方のケースがあると想定されるが、成年後見利用に関する支障内容として、多くの事業所が要支援者の親族から協力が得られないと回答していることから、現時点では具体的な手続きに進んでいない事業所のほうが多いのではないか。

成年後見利用に関して連携している機関について、家庭裁判所と連携しているのは地域包括支援センターで30%、病院で37.5%であり、他の調査（青森県経由調査、青森市調査、日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会調査）においては0~14%程度となっていた。この結果からは、具体的な申し立てにまでつな

がっていないケースが多いことが想定される。さらに「他機関には相談していない（自施設・自法人のみで対応）」を選択していた事業所数が青森県経由調査で4件、青森市経由調査で8件、地域包括支援センターで2件、日常生活自立支援事業所調査で1件、病院調査では0件となっていた。要支援者はいるものの、他の機関と連携をしていない事業所が、病院以外で10～20%あることがわかる。

これらの分析結果からは、現時点においては成年後見の利用に関する経験値は老人福祉の施設・事業所のほうが高いものの、今後は障害者福祉の施設・事業所に要支援者のケース数が増えることが想定される。

老人福祉領域と障害者福祉領域のケースの共有（事例検討）や成年後見に関する意見交換を積極的におこなうことが成年後見利用の促進の第一歩になると考える。具体的には、成年後見利用の支援や手続きを担当したことがある施設・事業所の担当者から具体的な支援内容を聞く機会を設けることや、成年後見利用の手続きや運用に関する勉強会の開催などが挙げられよう。また、各施設・事業所が成年後見利用の手続きの支援を必要とするケースを担当し、施設・事業所が担う具体的な役割を学習すること（経験値を上げること）が、きわめて重要であると考え。その際は、成年後見利用について、経験値の高い弁護士や司法書士、社会福祉士や精神保健福祉士等から助言をもらいながら支援を展開していくことが大事であり、それらのサポート体制は各職能団体で整理する必要がある。

成年後見制度をより使いやすくするための改善策を提言することも当然なことではあるが、まず、実践現場の担当者、職員が成年後見について学び、実際の手続きを学ぶことが必要ではないか（経験値を上げること）。

参考資料

(1) 本調査対象の施設・事業所の所在地

表 37 地域

	度数	パーセント
青森市	270	37.4
弘前市	129	17.9
黒石市	21	2.9
五所川原市	49	6.8
十和田市	42	5.8
三沢市	12	1.7
むつ市	31	4.3
つがる市	30	4.2
平川市	12	1.7
平内市	8	1.1
今別市	1	0.1
蓬田村	2	0.3
外ヶ浜町	8	1.1
鱒ヶ沢町	7	1
深浦町	7	1
藤崎町	13	1.8
大鰐町	2	0.3
田舎館村	3	0.4
板柳町	10	1.4
鶴田町	5	0.7
中泊町	9	1.2
野辺地町	6	0.8
七戸町	9	1.2
六戸町	8	1.1
横浜町	1	0.1
東北町	12	1.7
六ヶ所村	4	0.6
大間町	1	0.1
東通村	3	0.4
八戸市	1	0.1
合計	716	99.3
欠損値	5	0.7
欠損値を含めた合	721	100

(2) 本調査の施設・事業所の種別一覧

表 38 事業所 種別 (単位：施設事業所数)

	度数	パーセント
養護老人ホーム	7	1
看護小規模多機能型居宅介護	2	0.3
特別養護老人ホーム	54	7.5
介護老人保健施設	29	4.1
介護療養型医療施設	2	0.3
認知症高齢者グループホーム	96	13.4
軽費老人ホーム（ケアハウス）	5	0.7
有料老人ホーム（サ高住含む）	95	13.3
小規模多機能型居宅介護	11	1.5
居宅介護支援事業所	104	14.5
生活介護	38	5.3
自立訓練（宿泊型含む）	8	1.1
共同生活援助	48	6.7
就労移行支援	12	1.7
就労継続支援 A 型	25	3.5
就労継続支援 B 型	57	8
施設入所支援	19	2.7
指定特定相談支援事業	34	4.7
合計	646	90.2
欠損値	70	9.8
欠損値を含めた合計	716	100

